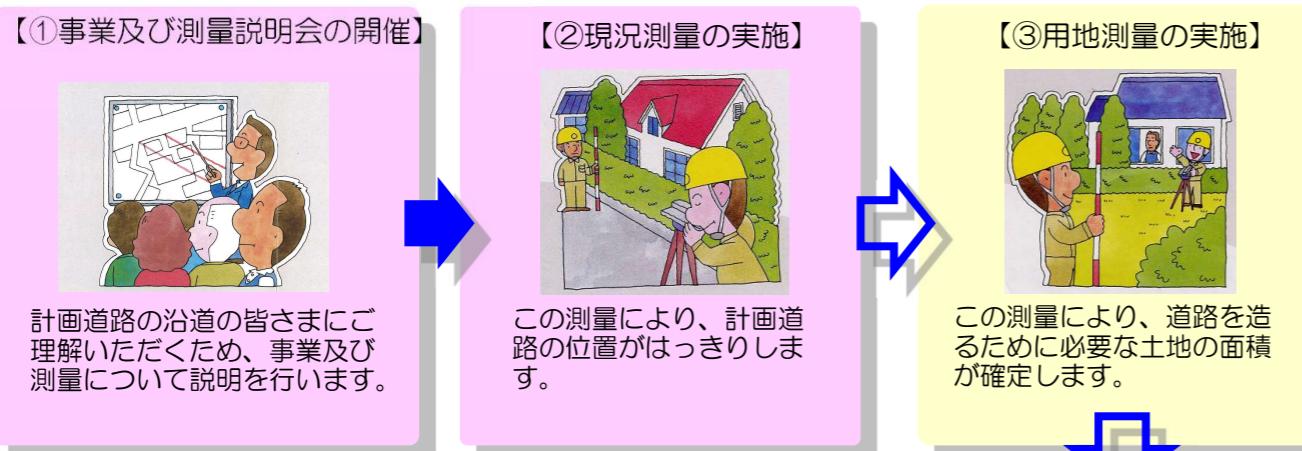
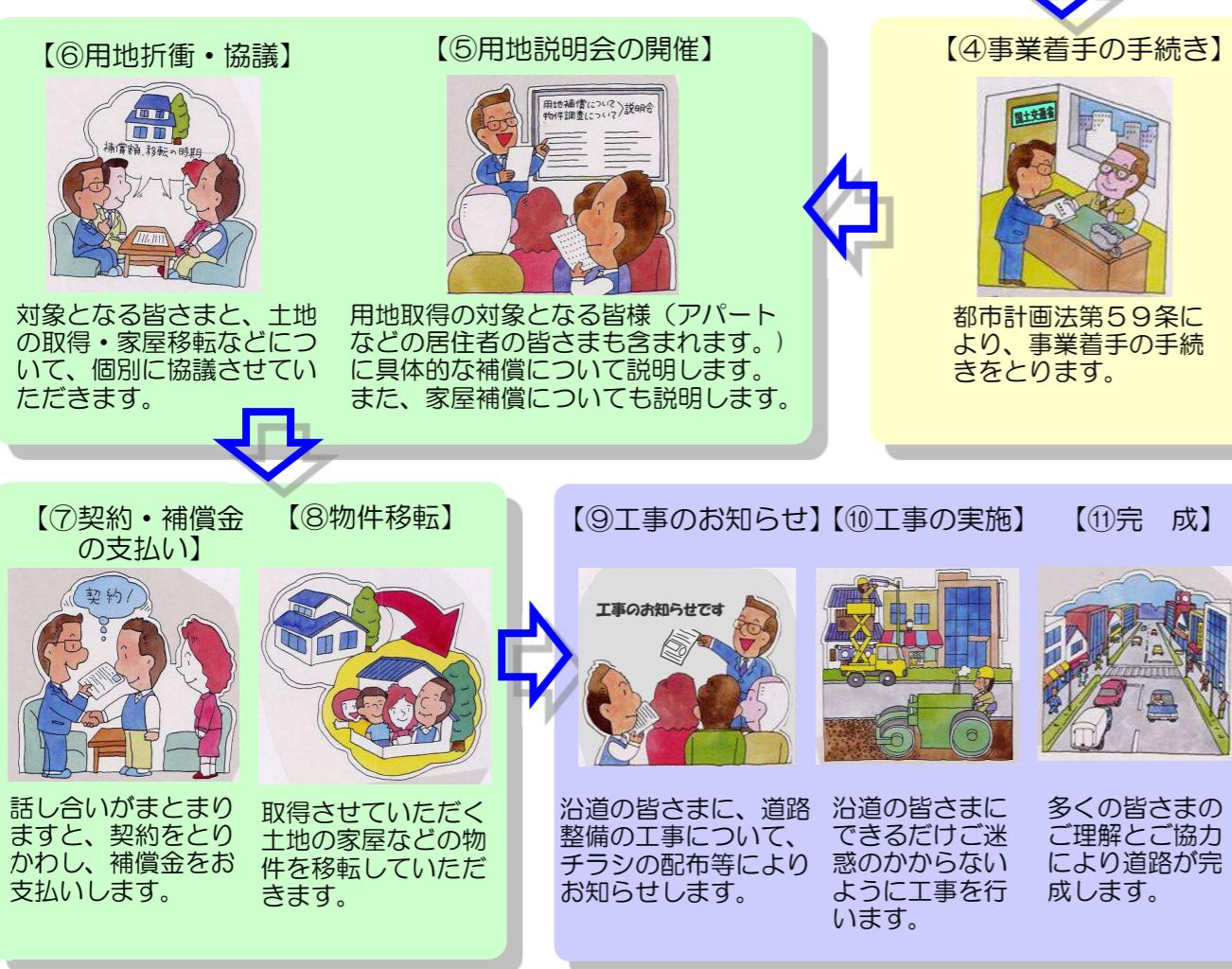


事業の進め方

おおむね
2年



おおむね
5年～7年



この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係
測量全般に関しては 工事課木密測量担当係

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

TEL03(3882)1408
TEL03(3882)1485

平成25年3月作成

東京都市計画道路

補助線街路第138号線

足立区西新井本町四丁目～本木二丁目

道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所

計画のあらまし

補助第138号線は、平成24年1月に東京都が定めた「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針に基づき、防災上、効果の高い都市計画道路として、平成24年6月「特定整備路線」として選定されました。

特定整備路線を整備すると、次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぐことができます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されます。
- ◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

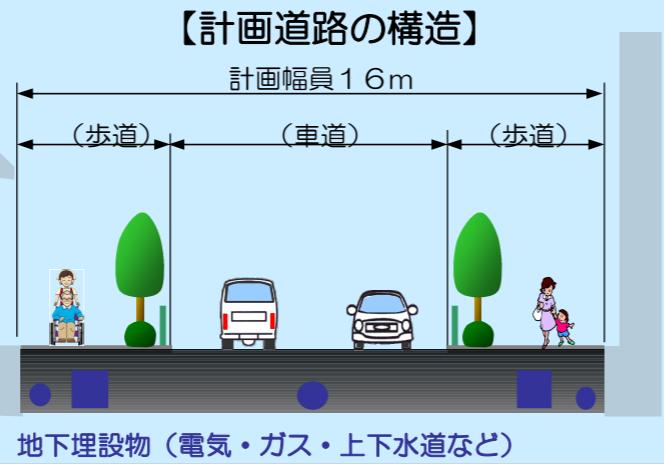
【計画の概要】

○都市計画道路名
東京都市計画道路
補助線街路第138号線

○都市計画決定
昭和41年7月30日
建設省告示第2428号

○延長及び区間
延長：約350m
区間：足立区西新井本町四丁目から
足立区本木二丁目

○計画幅員



現況測量、用地測量の概要 (平成24～25年度)

- 都**現況測量**とは、予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鉢を設置します。



- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係**用地測量**を行い、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図(例)】で、たとえば、①の方の土地の用地測量を行う場合は、②の方と⑤の方だけでなく、③の方や④の方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。

